

個人情報管理は安全なの？

マイナンバーは、氏名や住所などのさまざまな個人情報



と関連付けて利用するため、取り扱いに対する安全管理対策が重要となります。そのため、番号法では不正利用や情報漏えいに対して、懲役や罰金による厳しい罰則が規定されているほか、システム面でも、国からマイナンバーの取り扱いに関する安全管理措置のガイドラインが示されており、民間企業にも遵守と対策が求められています。

『マイナンバー制度』では、マイ

ナンバーを安全・安心に利用するために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護する措置を講じています。

制度面の保護措置

- ・ 法律や条例に規定があるものを除き、情報の利用・収集は禁止されています。
- ・ マイナンバーを不正に利用した場合は、罰則が適用されます。
- ・ マイナンバーの利用に当たっては、本人確認（マイナンバーの確認と身元の確認）を徹底します。
- ・ 特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。

システム面の保護措置

- ・ システムにアクセスできる職員を制限・管理します。
- ・ 情報の照会・提供を行う際には、通信データを暗号化します。
- ・ 万が一に備え、個人情報を一元的に管理せず、必要なときにのみ、ネットワークを通じて行政機関がそれぞれ保有する情報の照会・提供を行います。

『マイナンバー制度』は、わたしたちにとって重要な制度になるため、今後も広報のほりべつでお知らせをしていきます。

-マイナンバー制度実施の流れ-

平成27年10月～



簡易書留で通知カードを受け取り。

平成27年10月5日以降、住民票を有する全ての方にマイナンバーが記載された通知カードが、世帯ごとに簡易書留で郵送されます。

原則として、住民票に登録されている住所あてに郵送されますので、住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

平成28年1月～



マイナンバーの利用開始。個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、希望する方の申請により交付されます（交付手数料は無料の予定です）。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、ご本人の顔写真が表示されます。また、これらの事項が記録されたICチップが搭載され、e-Taxなどの電子申請が行えるようになります。

平成29年1月～



マイナポータルの利用開始予定。

マイナンバーの提供記録を確認できるようになる予定です。

インターネットで、マイナポータルと呼ばれるサイトからマイナンバーの付いた自分の情報がいつ、どことやりとりされたのかを確認できます。

通知カードや個人番号交付について
▶お問い合わせ 市民サービスグループ

(☎1855)

事業者の皆さんへ

平成27年10月から13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます（法人の支店・事業所や個人事業者には指定されません）。

また、平成28年1月から、事業者の方が国や地方公共団体に各種届出をする際、税の手続きなどの関係書類に、法人番号や従業員のマイナンバーを記載することになるため、従業員のマイナンバーを取得・管理する必要があります。

※事業者は『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』などに基づきマイナンバーを適正に取り扱う必要があります。

▼種類・開始時期

所得税

平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から

法人税

平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から

源泉徴収票

平成28年分給与所得の源泉徴収票から

申請書・届出書

平成28年1月1日以降に提出すべき申請書などから